

## 那覇市障がい者居住サポート事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)第77条第1項第3号の規定に基づき実施する那覇市障がい者居住サポート事業(以下「本事業」という。)の円滑な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、家賃等の支払能力があるにもかかわらず、保証人が確保できないこと等を理由に、民間賃貸住宅への入居が困難な障がい者に対して、入居支援及び居住継続支援等を行い、障がい者の民間賃貸住宅への入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を図り、もって障がい者の地域での安定した生活の推進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は同程度の障がいがあると那覇市福祉事務所長(以下「所長」という。)が認める者をいう。
- (2) 入居保証 保証人の確保ができないために民間賃貸住宅への入居が困難となっている障がい者に対して、賃貸借契約上の賃借人が負うべき債務を保証し、保証人の代替となることにより障がい者の入居保証を行うことをいう。
- (3) 委託相談支援事業者 那覇市障がい者相談支援事業又は精神障がい者地域生活支援センター事業を受託している者をいう。

### (実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、那覇市福祉事務所とする。ただし、本事業は、適切な運営を行うことができると認める法人(以下「受託事業者」という。)に委託して行う。

### (本事業の内容)

第5条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入居支援
  - ア 賃貸物件探し
  - イ 入居保証に係る支援
  - ウ 賃貸借契約に係る手続支援
  - エ その他入居に際して必要な支援
- (2) 居住継続支援 居住を継続する上で必要な支援
- (3) 連携体制の構築のための会議への参加

(対象者)

第6条 本事業の対象者は、緊急連絡先を確保することができる次の各号のいずれかに該当する、民間賃貸住宅への入居が困難な65歳未満の障がい者のいる世帯とする。ただし、前条第2号の対象者は、原則として本事業の入居支援により本市の民間賃貸住宅に入居した者とし、その後65歳に到達した者は、それ以降も引き続き支援対象者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) その他所長が必要と認める者

(利用の申請)

第7条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、那覇市居住サポート事業利用申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)を所長に提出するものとする。なお、利用申請書を提出するにあたっては、事前に委託相談支援事業者と面談しなければならない。

(利用の決定等)

第8条 所長は、前条により提出された利用申請書の内容を審査し、利用の可否を決定したときは、那覇市障がい者居住サポート事業利用審査結果通知書(第2号様式。以下「審査結果通知書」という。)を申請者に通知する。

(利用の開始)

第9条 前条の審査結果通知書により、受託事業者が利用の承認を確認した後、本事業を開始するものとする。

(利用の登録事務等)

第10条 受託事業者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 第8条により承認された者(以下「利用者」という。)の登録状況を把握し適正な管理を行うために、登録簿を作成するものとする。
- (2) 利用者については、毎年登録月に居住実態の確認を行うものとする。
- (3) 利用者が賃貸借契約の解約等により利用の対象となくなるときは、登録を抹消するものとする。

(利用の終了)

第11条 利用者が、本事業の利用を要しなくなった場合は、那覇市障がい者居住サポート事業辞退届(第3号様式)を所長に提出するものとする。

2 所長は、利用者が本事業の利用継続が難しいと判断した場合は、那覇市居住サポート事業利用終了通知書(第4号様式)を利用者に通知するものとする。

(相談記録等)

第12条 受託事業者及び委託相談支援事業者は、本事業の利用者から受けた全相談及び支援の経過について記録し、所長に報告するものとする。

(関係機関との連携)

第13条 所長は、本事業が円滑、適切及び効果的に実施されるよう受託事業者、委託相談支援事業者、医療機関及び障害者総合支援法の事業を実施する施設等と連携を図り、障がい者の地域での居住継続支援を行うものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの要綱に定める事項について疑義が生じたときは、所長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 4 年 3 月 29 日福祉部長決裁)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。